

地震に備えて

木造住宅耐震診断助成制度を実施しています

木造住宅耐震診断とは、地震に対する住宅の安全性を調査するものです。市では、この木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成して...



【助成金額】耐震診断に要した費用(消費税を除く)の2分の1以内(1000円未満の端数は切り捨て)で、5万円を限度としています。なお、助成金の交付は予算の範囲内で、同一の住宅に対して1回を限度とします。

【助成対象住宅】昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する木造住宅で、自己所有で住居として利用している地上3階(地階は除く)までの戸建て住宅(店舗などの併用住宅も含む)

【助成対象となる方】助成対象住宅を所有する個人(複数個人が共有する場合は、共有者全員によって同意された代表者)で、現在そこにお住まいの方

※居住する方全員が市税を滞納していないことが必要です。【診断機関】市では診断機関を指定していません。次の診断機関以外での申請はできませんので、ご注意ください

【緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進していきます】都では、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を23年度から施行しています。

【特定緊急輸送道路】市内では新青梅街道、小金井街道、前沢宿(小金井街道)から市役所までの道路が「特定緊急輸送道路」として指定されています

【耐震診断が義務化される建築物(特定沿道建築物)】次の①②③の全てに該当する建築物です

①敷地が特定緊急輸送道路に接していること②昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されたもの③道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物

助成手続きなど、詳しくは市ホームページまたは施設管理課建築営繕係 ☎470・7756へ。

田無警察署からのお願い

振り込め詐欺 東久留米市内が狙われています!!

【犯人が息子や孫の名前をかたつて「携帯電話の番号が変わった」】 【「インフルエンザ・風邪で声が変わった」】 【「カバンをなくしてしまつて、今すぐお金がないと会社をクビになつてしまつた」】

このような電話は全て振り込め詐欺です。必ず、元の電話番号へ掛け直して確認してください。

市では社会福祉の推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験者を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

【募集人数】3人 【募集資格】市内在住・在学・在勤の20歳以上で、平日夜間の会議に出席できる方(市のほかの付属機関の委員になっていない方) 【任期】2年(6月〜26年5月) 【報酬】市条例の規定により支給

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

電話での詐欺にご注意ください! 市内で23年中に発生した振り込め詐欺の件数は37件で、約1億円の被害がありました(警視庁管内で一番多い発生件数です)。

今年に入ってから、既に6件、約600万円(4月3日現在)の被害が発生しています。最近では、犯人やその仲間が被害者宅などに直接現金を取りに来る手口での被害が多発しています。次のような電話は振り込め詐欺

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。

【委員長】市社会福祉推進を図るために、市長の諮問機関として東久留米市社会福祉審議会を設置しています。今後の市の福祉について、学識経験を有する方、保健医療・福祉関係機関などの方とともに、審議していただきます。